令和2年度 治山事業実行に伴う留意事項について (令和3年度 一部変更有り)

1 技術者兼務要件の見直しについて

工事の間隔が直線距離で 10 km程度又は移動時間 60 分程度においては、工事規模に関係なく現場代理人及び専任の主任技術者は 3 件程度兼務できる。

(参考)

- ○「現場代理人の配置要件設定に際して、今般の主任技術者の兼務要件と同等とし試行的に適用することを可能とする。」
- ※ 治山事業・森林整備事業に係る当面の入札不調対策について(令和元年10月17日付け事務連絡)

2 監理技術者の取扱いについて(改正)

元請建設業者が配置する監理技術者に関し、これを補佐する者として技士補制度を創設し、技士補が専任配置されている場合は複数現場(2箇所)の兼任を容認。

○適用時期

建設業法施行令:令和2年10月1日施行

(参考)

- 1の(2)の1)の①のaに係る取扱い
 - 一級技士補の称号付与などに係る新たな技術検定制度は、施行令の改正政令が施行される令和3年4月1日から運用されることとなることから、制度改定後に行われる技術検定試験の合格者が出るまでの間は当該要件の該当者がいないこととなる。。
- 1の(2)の1)の①のbに係る取扱い

法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者は、監理技術者の要件と同一であるが、監理技術者補佐の選任に当たっては、法第26条第5項に規定される監理技術者資格者証の交付を受けている者及び監理技術者講習を受講した者であることは要しない。

3 現道補修の考え方について

工事現場までの通勤路に崩土又は路面流出などが生じている場合は、林道等の 事業担当者と十分調整のうえ補修等を計画すること。

(参考)

- 治山事業に伴う仮設工の取扱については以下により取り扱うこと。
 - ・仮設費は、仮設工に直接必要な材料費・労務費・直接経費の費用とし必要額を適切に積算
 - ・仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
 - ・公道等の補修に要する費用
- ※ 令和2年版 治山林道必携 第6 請負工事費の積算基準 1 (1) エ (カ) b

4 歩掛単価の公表について(改正)

今後の入札において、見積による歩掛や単価(金額入り)の公表については、 電子入札システムに添付すること。

なお、添付するにあたっては、見積社名等を記載しないこと。

(参考)

○ 昨今、遠隔地からの応札者が多くなっていることから、入札者の負担軽減のため電子入札システムに添付することとした。

5 土のう積工について(改正)

労務者の負担軽減を図る観点から土のう積設置高 1m 以下の規格は次のとおりとする。

「土のう規格600×400mm 仕上寸法0.50×0.30×0.10m」を標準とする。

○適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

(参考)

○ これまでの袖詰土のう積は、以下の規格としていたが、労務者の負担軽減を図ることから「以下の1の土のう規格」を標準とした。

土のう積工については、施工高により適切な土のう規格を選定し採用すること。

1 土のう規格 600 × 400 mm 仕上寸法 0.50 × 0.30 × 0.10m → 高さ 1.0m 程度まで

- 2 土のう規格 620 × 480 mm 仕上寸法 0.49 × 0.39 × 0.15m → 高さ 1.5m 程度まで
- 3 土のう規格 700 × 480 mm 仕上寸法 $0.55 \times 0.39 \times 0.15$ m → 高さ 1.5m 程度まで使用することとしている。
- ※ 令和2年9月設計積算の留意事項・作成要領 「治山ダムエ その他 ⑨」

6 新コンクリートの打継時の注意について

打継目の敷モルタル等の使用については、森林整備保全事業工事標準仕様書により受注者の判断となっているため、発注者側から強要しないこととし、また、設計上積み上げないこと。

(参考)

- 新コンクリートの打継時の注意点として、「受注者は構造物の品質を確保するために必要と判断 した場合は・・・セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂など塗った後、 新コンクリートを打継がなければならない。」と記載されており受注者の判断に委ねられている。 このことから、敷モルタルの使用については、発注者側から強要しないこととし設計上も積み上 げないこと。
 - ※ 令和2年版 治山林道必携 森林整備保全事業工事標準仕様書 3-3-5-7打継目

7 モノレール・ケーブルクレーン・避難壕・雨量計・快適トイレの取扱いについて (改正)

1) モノレール等*のリース期間及び精算の考え方は以下のとおり (※ケーブルクレーン・避難壕・雨量計)

【リース期間】

○積算時 : 入札日から工期までの期間とする。(ただし、余裕期間は除く。)

○精算時 : 実際に使用した期間とする。

【リース料金】

○積算時 : 単位は月単位とし、リース総日数(入札日から工期までの期間)

を30日で除して月単価を乗じて算出し精算する。

○精算時 : 単位は月単位とし、実際に使用したリース期間を 30 日で除して

月単価を乗じて算出する。

【例】

 \triangle 公治山工事について、入札日を 4 月 10 日とし工期を 4 月 11 日 \sim 8 月 20 日 (うち余裕期間 30 日) とした。契約後、受注者がリースした避難壕の期間 は 6 月 20 日 \sim 8 月 20 日までであった。避難壕のリース単価は 30,000 円/月。

○積算時の期間:5月11日~8月20日(102日)

(4月11日から5月10日までの余裕期間(30日)を除く)

- ○精算時の期間:6月20日~8月20日(62日)
- ○積算時のリース料金: 102 日/30 日 = 3.4 ヶ月×30,000 円/月 = 102,000 円
- ○精算時のリース料金: 62 日/30 日 = 2.1 ヶ月 × 30,000 円/月 = 63,000 円
- 2) 快適トイレのリース期間及び精算の考え方は以下のとおり
- ※ 「女性も働きやすい現場環境の整備について (快適トイレの導入)」

(28 九治第 149 号 平成 28 年 10 月 13 日) 参照

【リース期間】

○積算時 : 計上しない。

○精算時 : 11 項目の仕様を満たしている場合に適用し、実際に使用した期

間とする。

【リース料金】

○ 積算時 : 計上しない。

○精算時 : 単位は一式とし、月単位の請求書により精算する。ただし、1ヶ

月に満たない月(初月・終月)は30日で除して精算する。

- ・請求額から 10,000 円/基・月を差し引くこと。
- ・上限は**51,000** 円/基・月とし、最大2基まで計上できる。
- ・上限額を超える費用については、受注者は現場環境改善費(率分) の対象とすることができる。

【例】

 \triangle 公治山工事について、入札日を 4 月 10 日とし工期を 4 月 11 日~ 12 月 20 日(うち余裕期間 30 日)とした。受注者は 6 月 21 日から快適トイレ(リース)を設置し撤去した 12 月 10 日までの費用を請求した。

- ○積算時の期間:計上しない。
- ○精算時の期間:6月21日~12月10日(5ヶ月20日)
- ○積算時のリース料金:計上しない。
- ○精算時のリース料金:別紙「快適トイレ設置代金計算表(日割り計算)」

のとおり

○留意事項

- ・モノレール等を設計で計上する場合は「設置期間に応じて精算する」旨を現場説明書に明記すること。
- ・自社で持っている場合においては、施工地周辺のリース料金を確認し、上記 に準じて精算する。

○適用時期

令和3年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用

(参考)

○ モノレール等のリース期間・精算時の取扱いが統一的でなかったことから整理したので適切に 対応すること。

8 モルタル吹付工について(改正)

吹付材料配合比は、C:S=1:4(420kg:1680kg)、水セメント比 $40 \sim 55$ %を標準とする。また、設計基準強度を 15N/mm2(材齢 28 日)以上を目安とし、予備試験結果によって現場配合を決定する。

○適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用 令和3年4月1日時点で契約履行中の工事については、受発注者間で協議

(参考)

- モルタル吹付工の配合については、治山林道必携でセメントと砂の配合を1:4 と定められ「セメント量 420 kg・砂 1,680 kg・水セメント比 45~55%」と記載されており、品質管理基準に基づき管理されているところ。しかしながら、実態はセメント・水の量を固定し 1m3 当たりに占める割合から砂(細骨材)の量を決定していたため、必要な砂の量を確保できていない可能性があったところ。また、現場吹付法枠工については設計強度 18N/mil以上(材齢 28 日)と定められているが、モルタル吹付工については設計強度の定めがないことから考え方を整理したもの。
 - ※ 令和2年版 治山林道必携 第4 共通項(1) 4-2-2(5) 吹付材料配合比
 - ※ 令和2年版治山林道必携森林整備保全事業施工管理基準品質管理基準及び規格値吹付工
 - ※ 平成21年度版 道路土工 切土工・斜面安定工指針 (11)モルタル・コンクリート吹付工

9 土留工等の背面盛土勾配の確認について

監督職員は、土留工や護岸工等の構造物背面に盛土を実施しかつ安定計算に影響を 及ぼす場合には、完成確認時等に設計図書に基づき背面盛土勾配を実測によって確認 しなければならない。

(参考)

○ 背面盛土勾配については段階確認を行うこととはなっていないことから過大な盛土が散見され、 構造物の安定が図られないことが危惧されることから確認を要することとしたもの。

(会計実地検査時に背面盛土勾配の実測結果について問われている)

10 間詰型枠について(改正)

今後においては、間詰型枠を計上し積算に反映することとする。 また、併せて間詰コンクリートの施工について別紙のとおりとする。

○適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用 令和3年4月1日時点で契約履行中の工事については、受発注者間で協議の上、 設計変更により対応

(参考)

○ 治山ダムの間詰型枠については、計上していなかったが、実情は間詰型枠を計画しなければコンクリート打設ができないことから間詰型枠を計上することとしたもの。また、間詰コンクリートについて考え方を整理したもの。

11 実勢価格の取扱いについて(改正)

主要資材(石材・生コンクリート)の価格については施工地着価格とし、施工箇所の近距離工場(原則3社)から見積を徴取し平均した価格を採用することとした。

○適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

(参考)

- 主要資材 (石材・生コンクリート) の価格については、施工場所によっては実勢価格との大きな乖離があることから、当面の間、見積価格を採用することとしたもの。
 - ※ 森林土木工事の積算における主要資材の取扱いについて(試行) (令和 2 年 12 月 21 日付け事務連絡)

12 現場説明書について(改正)

入札に際して工事箇所の条件が解りやくすなるなど、入札不調対策防止等の観点から電子入札システムに添付することとした。

(参考)

- 国有林野事業工事請負契約約款 第1条に記載されている「現場説明書」については、これまで作成していなかったところ。入札不調対策防止等の観点からも現場説明書を作成し電子入札システムに添付することとしたもの。
 - ※ 治山提要(実行編)の改訂について (令和2年9月11日付け事務連絡)

13 設計変更の見直しについて(改正)

職員の業務量の軽減並びに円滑な事業実行を図る観点から、以下の内容については、 その都度設計変更手続きを行わず、最終出来高により精算処理を行い設計変更を行う こととした。

- 監督職員の指示とすることができる工種(以下の条件を全て満たすもの)
 - (1) 当初契約に記載されている工種 (受注者と協議を了した新規工種を含む)
 - (2) 最終出来高により精算することが適当な工種 (例) 緑化工、木柵工、残土処理工、土のう水路工等
- 監督職員の指示とすることができる範囲(以下の条件を全て満たすもの)
 - (1)変更する工種の増減金額の総額が契約金額の10%未満であること。
 - (2)変更する工種の増減数量の総数が契約数量の20%未満であること。

なお、上記(1)及び(2)の範囲を超過した場合には、従来の設計変更手続き を行うものとする。

(参考)

○ 工事進行に伴い現地状況に応じた施工など設計変更の対応が必要となり、その都度、監督職員 は設計変更の事務処理に多大な時間を要しているところ。このことから、職員の業務量の軽減並 びに設計変更の迅速な対応により円滑な事業実行を図ることとしたもの。